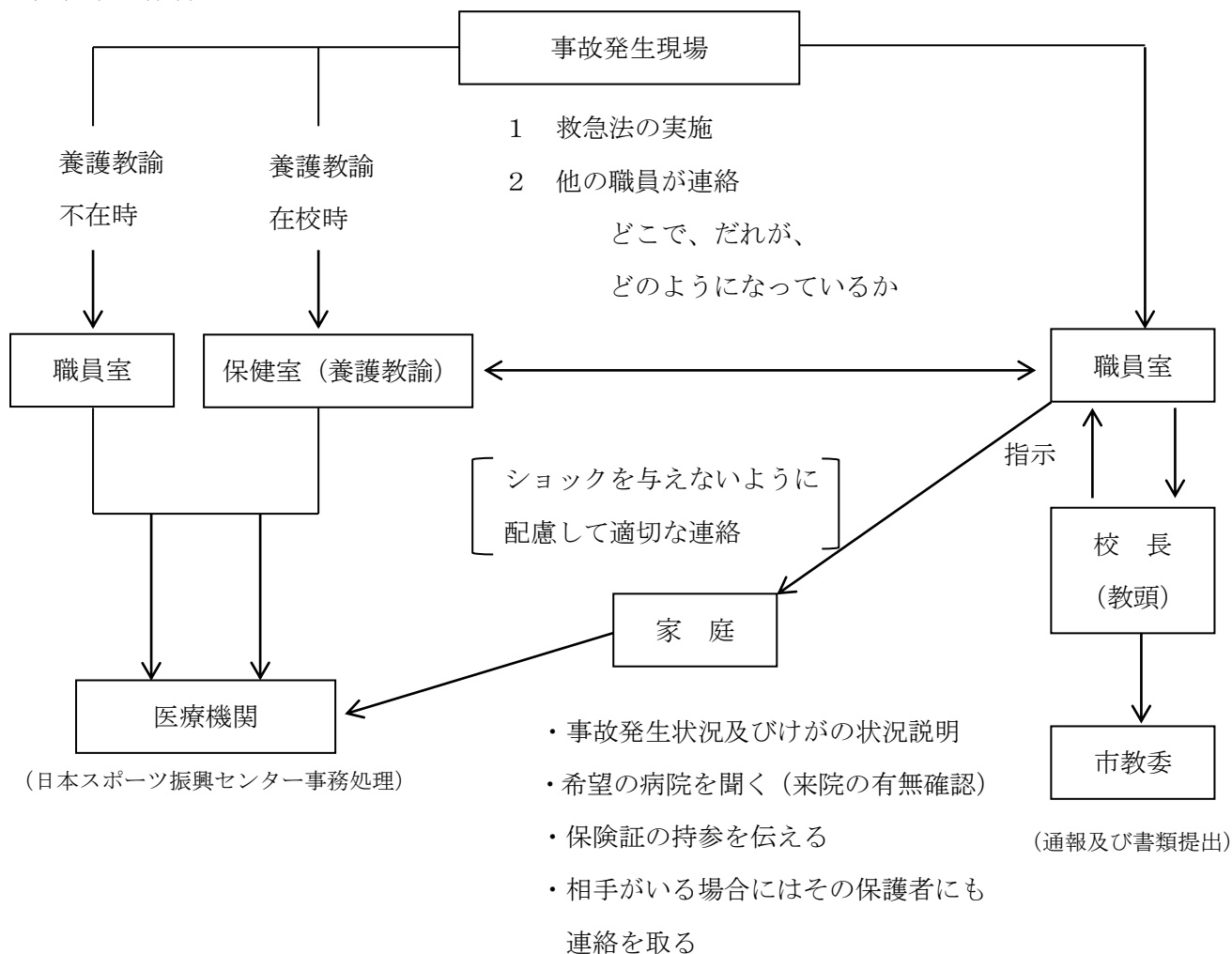


校内救急体制

(1) 救急体制



※役割分担

- ・ 総指揮 ————— 校長・教頭
- ・ 救急処置 ————— 養護教諭他
- ・ 家庭への連絡 ————— 担任他
- ・ 病院、救急車へ連絡 ————— 職員室にいる教職員

◆上記の組織網は、救急体制時における原則であって、事故発生状況に応じては、この限りではない。

(2) 救急車の呼び方

ア 局番なしの119番

イ 「救急です。」

ウ 「こちらは、篠山市立丹南中学校ですが、いつ、〇〇が、□□で、△△の状況になったので、▽▽まで、救急車をお願いします。」

* 傷病者の学年、性別、年齢等を正しく報告。

*けが人や病人が多いときは、人数を忘れずに報告。

*症状を正しく簡単に報告し、こちらでできる処置があれば聞いておく。

エ 救急車を指定した場所に必ず出迎えて、誘導する。

*誘導する者は、救急車が入るのに可能な範囲で、現場に一番近い所まで誘導する。

◆救急車の要請は、原則としては、校長（教頭）の承諾を得てからであるが、その時の諸事情によっては事後承諾とし、出来る限り早く救急車を要請することが大切である。

（3）救急体制の留意点

ア 校長（教頭）が在校時はその指示に従う。

イ 救急車が到着まで、身近にいる大人（職員）が救急法を実施する。

ウ 救急車が学校に到着した場合、他の生徒が動揺したり、好奇心が非常に強くなったりし、混乱を招く恐れがあるので、手の空いている職員は周囲の生徒の指導に当たる。

エ AEDは職員室東入口外廊下、担架は保健室と体育館に設置しているので、緊急時に使用する。使用後は必ず元の場所に返却する。

オ 救急車に乗る教師は、該当者の氏名、生年月日、住所、災害時の様子など救急隊員及び医療機関に正確に答えられるようにする。

*保健調査票（本人の分のみのコピー）を持参する。

カ 事故者の家庭に連絡する時、保護者には慎重に適切に連絡する。

キ 事故発生時刻及び救急車要請、到着、出発時間等の記録を正確にとる。

（4）救急車要請基準

ア 意識喪失が持続する場合（主として頭部障害）

イ ショック症状の持続する場合（大出血、骨折など）

ウ けいれんが持続する場合

エ 骨が変形した場合

オ 激痛が持続する場合

カ 大きな開放創を受けた場合

キ 広範囲のやけどを受けた場合

ク その他